

議案第21号

東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則の制定に係る臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和5年7月14日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

(提案理由)

「東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則」の制定について教育長が臨時代理として決定したことを報告し、承認を求める必要がある。

東久留米市教育委員会規則第3号

東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則を次のように定める。

令和5年6月28日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則
東久留米市教育委員会が所管する手続等を、東久留米市情報通信技術を活用した手続等の推進に関する条例（平成16年東久留米市条例第16号）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、東久留米市情報通信技術を活用した手続等の推進に関する条例施行規則（平成16年東久留米市規則第31号）の規定の例による。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

5東久教教第64号
令和5年6月28日

東久留米市教育委員会委員 殿

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

「東久留米市教育委員会における情報通信技術を活用した手続等の推進に関する規則」の制定に係る教育長の専決処分について（報告）

令和5年第2回市議会定例会において「東久留米市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が一部改正されたことにより、「行政委員会等に係る東久留米市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則」（平成16年規則第32号）が廃止されたため、新たに教育委員会において規則を制定する必要がある。

規則等の制定については、本来、教育委員会に付議し審議が行われるべきであるが、第2回市議会定例会の最終日が6月27日であったこと、及び条例の施行日が6月30日であることから、教育委員会を開催する暇がないため、教育長の専決処分を行うものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地行法」と略す）第25条に係る事項は、東久留米市教育委員会事務委任規則第2条により教育長に権限が委任されていない事項であるが、同規則第3条で「事務処理について緊急その他やむを得ない事情があるときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる」とし、同規則第4条第2項において「教育長は前条の規定により事務を臨時に代理したときは、その旨を次の教育委員会に報告し、その承認を求めるべき」と規定されている。

については、第7回教育委員会定例会において、本件に係る教育長の専決処分についての臨時代理についての承認を求める議案を付議するものである。

議案第22号

東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年7月14日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

(提案理由)

委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要がある。

令和5年7月14日
議案添付資料

東久留米市文化財保護審議会委員名簿(案)

任期:令和5年8月6日～令和7年8月5日

	ふり がな 氏 名	再任／新任	備 考	専門分野
1	いなば かずや 稻葉 和也	再任	元東海大学助教授	建築
2	おおやなぎ ひさえ 大柳 久栄	再任	(公益財団法人)河鍋暁斎記念美術館評議員	美術
3	てらもと りょうどう 寺本 亮洞	再任	東久留米市郷土研究会名誉会長	郷土史
4	なら ただよし 奈良 忠寿	再任	自由学園最高学部准教授	考古
5	やまざき たけし 山崎 丈	再任	日本考古学協会会員	歴史
6	きたはら としゆき 北原 俊幸	再任	元武藏村山市教育センター教授	自然
7	みやもと やえこ 宮本 八恵子	再任	民俗研究家	民俗
8	いねい ただし 犬井 正	再任	獨協大学名誉教授	農村地理学
9	のもと ていじ 野本 穎司	再任	開智国際大学教育学部准教授	歴史
10	いいだ しげお 飯田 茂雄	再任	(独立行政法人)国立文化財機構文化財活用センター企画担当研究員	考古